



平成21年6月1日

各 位

会 社 名 株式会社ビケンテクノ
代表者名 代表取締役社長 梶山高志
(コード番号 9791 東証・大証第二部)
問合せ先 専務取締役 三木 悟
(TEL. 06-6380-2141)

定款の一部変更に関するお知らせ

当社は、平成21年6月1日開催の取締役会において、「定款一部変更の件」を平成21年6月26日開催予定の第46回定時株主総会に付議することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

1. 変更の理由

- (1) 事業内容の多様化および今後の事業展開に備えるため、現行定款第3条(目的)の変更を行うものであります。
- (2) 株式等の取引に係る決済の合理化を図るための社債等の振替に関する法律等の一部を改正する法律(平成16年法律第88号)附則第6条の定めにより、当社は株券電子化の施行日(平成21年1月5日)において株券を発行する旨の定款の定めを廃止する定款変更の決議がされたものとみなされております。そのため、現行定款第7条(株券の発行)および第8条第2項(単元未満株券の不発行)の規定は不要となりますので、これを削除するとともに、条数の繰上げその他の条文の整備を行うものであります。

2. 日程

定款変更のための株主総会開催日 平成21年6月26日(金曜日)
定款変更の効力発生日 平成21年6月26日(金曜日)

3. 定款変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
(目 的) 第3条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1)～(5) (省 略) (6) 電気、空調、給排水、下水処理、水処理、ゴミ焼却等の設備及び建物附属設備の設計、施工及び保守管理業務 (7) 建物内外の増改築、塗装及び防水工事 (8)～(74) (省 略)	(目 的) 第3条 当社は、つぎの事業を営むことを目的とする。 (1)～(5) (現行どおり) (6) 電気、空調、給排水、下水処理、水処理、 <u>消防</u> 、 <u>ゴミ焼却</u> 等の設備及び建物附属設備の設計、施工及び保守管理業務 (7) 建物内外の増改築、塗装、 <u>防水</u> 及び <u>内装仕上</u> 工事 (8)～(74) (現行どおり)

現 行 定 款	定 款 変 更 案
<p>(株券の発行)</p> <p><u>第7条</u> 当社は、その株式に係る株券を発行する。</p> <p>(単元株式数及び単元未満株券の不発行)</p> <p><u>第8条</u> 当社の単元株式数は、100株とする。</p> <p><u>2</u> 当社は、単元未満株式に係る株券を発行しないことができる。</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第9条</u> 当社の株券の種類、株主（実質株主を含む。以下同じ。）の氏名等株主名簿（実質株主名簿を含む。以下同じ。）記載事項の変更、単元未満株式の買取りその他株式に関する諸手続ならびに手数料については、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第10条～第11条</u>（条文省略）</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第12条</u> 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>第13条～第32条</u>（条文省略）</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第33条</u> 株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、期末配当をおこなうことができる。</p> <p><u>2</u> 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載又は記録された株主若しくは登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</p> <p><u>第34条～第35条</u>（条文省略）</p>	<p>(削 除)</p> <p>(単元株式数)</p> <p><u>第7条</u>（現行どおり）</p> <p>(削 除)</p> <p>(株式取扱規則)</p> <p><u>第8条</u> 当社の株式に関する取扱いは、取締役会の定める株式取扱規則による。</p> <p><u>第9条～第10条</u>（現行どおり）</p> <p>(基準日)</p> <p><u>第11条</u> 当社は、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主をもって、定時株主総会において権利を行使することができる株主とする。</p> <p><u>第12条～第31条</u>（現行どおり）</p> <p>(剰余金の配当)</p> <p><u>第32条</u> 株主総会の決議により、毎年3月31日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、期末配当をおこなうことができる。</p> <p><u>2</u> 前項のほか、取締役会の決議により、毎年9月30日の株主名簿に記載された株主又は登録株式質権者に対し、中間配当をおこなうことができる。</p> <p><u>第33条～第34条</u>（現行どおり）</p>

以 上